

令和7年12月25日
危機管理課

令和7年7月30日 カムチャツカ半島付近の地震による 津波警報の対応の点検結果

1 地震の概要（気象庁）

地震の発生日時：7月30日 8時25分ごろ

震央地名：カムチャツカ半島付近（北緯52度30分06秒、東経160度19分04秒）

地震の深さ：35km

地震の規模：M8.8

※静岡県沿岸への津波 到達予想時刻 7月30日 11時30分
高さ 3m

※舞阪潮位観測所観測値 津波到達時刻 7月30日 12時10分ごろ
最大津波高 約20cm（23時25分ごろ）

2 気象庁の発表状況と市の配備体制

日 時		気象庁の発表状況	市の配備体制	避難情報
7月30日	8時37分	津波注意報 発表	災害対策準備室 設置	
	9時40分	津波注意報 解除		
		津波警報 発表	災害対策連絡室 移行	避難指示発令
	18時30分	津波警報 解除	災害対策準備室 移行	避難指示解除
津波注意報 発表				
7月31日	10時45分	津波注意報 解除	災害対策準備室 解除	

3 被害情報

- ① 人的被害 なし
- ② 物的被害 なし

4 市の対応

(1) 避難情報の発令

避難対象区域：中央区：舞阪町（舞阪西町、舞阪砂町、舞阪吹上、弁天島）、江之島町

避難対象者数：2,419世帯 / 5,693人

(2) 情報発信

- ① 津波注意報発表・解除、津波警報発表・解除の通知
気象庁：緊急速報メール、同報無線、防災ホットメール、LINE、X
- ② 市民への注意喚起（同報無線、防災ホットメール、LINE、X）
7月30日9時00分～7月31日8時00分 計10回

(3) 開設した緊急避難施設及び避難者情報

23ヶ所 993名（うち避難指示発令区域：7ヶ所246名、それ以外：16ヶ所747名）

※指定している津波避難ビル等へ避難した人数は把握できていない。

(4) 市民からの問い合わせ（内容が確認できているもの 44 件）

- ・ 津波注意報、警報が発表されたが、どうすればよいか？ (15)
- ・ サイレンの意味がわからない。(7)
- ・ 同報無線の内容が聞き取れない。(6)
- ・ 避難先はどこか？ (5)
- ・ 到達予想時刻が過ぎたが、解除はいつか？ (2)
- ・ その他 (9)

ごみ収集はあるのか？

民間の保育園は開園しているのに市立の園が開園しないのはおかしい。 等

(5) 施設等の閉鎖状況（7月30日）

① 市施設

- ・ 窓口業務一時閉鎖：2 施設
- ・ 臨時休館（図書館、ふれあい交流センター、体育館等）：8 施設
- ・ ごみ受入停止：2 施設
- ・ 閉鎖（公園、グラウンド、海水浴場等）：10 施設
- ・ 小中学校のスポーツ施設利用としての開放中止：3 施設
- ・ その他、当日実施予定の事業の延期、取止め等あり。

② 県施設

- ・ 浜名湖体験学習施設ウォット 休館

③ 民間施設

- ・ サンビーチ館山寺海水浴場 閉鎖

(6) 交通状況、ライフラインへの影響（7月30日）

- ・ JR 東海道線（在来線） → 運行見合わせ（熱海～豊橋）
掛川～浜松：7月30日 17時54分運転再開
浜松～豊橋：7月30日 19時16分運転再開
- ・ 天竜浜名湖鉄道線 → 運行見合わせ（天竜二俣～新所原）
- ・ 遠鉄バス → 運休（太平洋沿岸部）
- ・ 三ヶ日オレンジふれあいバス → 運休

5 災害対応の課題と今後の対応

今回の津波避難行動においては、5.1 に示す避難、インフラ、天候の状況などがあったことを踏まえて、避難行動や緊急避難場所での滞在などを振り返り、課題を整理し、今後の津波避難行動に活かすための対応について検討した内容を以下に示す。

5.1 本災害の状況

- ① 遠地津波であったことによる特有の状況
 - ・ 本市では、地震による揺れは観測されなかった。
 - ・ 津波警報の発表及び避難指示の発令から津波到達予想時刻まで約 2 時間があり、避難に時間的余裕があった。
- ② インフラの状況
 - ・ 道路、電力、その他インフラ関連施設の被害はなかった。
 - ・ 津波警報発表の間、東海道本線及び天竜浜名湖鉄道は運休、遠鉄バスは浜松駅以南の路線が運休となっていた。
- ③ 天候：晴天、最高気温 34.2℃（熱中症警戒アラート発表）
- ④ 監視状況
 - ・ 浜松市消防ヘリコプターは耐空検査のため非稼働であったが、国土交通省中部地方整備局のヘリコプターが当市海岸地域を飛行し、動画回線による情報提供を受けることができた。
 - ・ 高所カメラ等にて状況監視も行った。

5.2 市民等の避難行動（避難対象区域と避難先）

- ① 本市の状況
 - ・ 「浜松市津波避難計画」（以下、本市計画と言う。）に基づき、津波警報（1mを超え、3m以下）の発表に伴い、
中央区：舞阪町（舞阪西町、舞阪砂町、舞阪吹上、弁天島）、江之島町
に対し避難指示を発令した。
 - ・ 津波注意報・警報の発表間、市民への注意喚起を同報無線、防災ホッとメール、LINE、Xにより定期的に行った。
 - ・ 一部の市民や企業等は、津波警報の発表又は避難指示の発令に伴い直ちに避難行動をとった。
 - ・ 避難指示発令区域（以下、発令区域と言う。）内外の市民等が、小中学校等の緊急避難場所に避難した。
- ② 課題
 - ・ 市は、避難した市民等の受入れ場所として、発令区域以外に緊急避難場所を開設する必要があった。
 - ・ 市は、津波到達予想時刻まで約 2 時間あったことから、発令区域外への避難を促すことも必要であった。
 - ・ 市民や企業等は、最寄りの緊急避難場所に避難した可能性が高く、発令区域外への避難が、避難行動の一つであることを知らなかった可能性がある。

- ・ 市民や企業等は、発令区域を知らずに、津波警報、避難指示の情報のみで行動した可能性がある。

③ 今後の対応

- ・ 市は、発令区域外の緊急避難場所を選定するとともに、その避難場所には地区防災班員を配備することを本市計画に追記する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度]【着手済み】

- ・ 各市民が避難のための時間・移動手段が確保できる場合は発令区域外へ、確保できない場合は近くの緊急避難場所へ避難することを、本市計画に追記する。

[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度]【着手済み】

- ・ 本市計画修正に伴い、庁内各課等はそれぞれの業務継続計画 BCP 等の対応マニュアルの見直しを行う。

[対応課：各課等／実施年度：令和7年度]

- ・ 遠地津波の場合には、津波到達予想時刻までの時間に合わせた避難行動を、同報無線、防災ホットメール、LINE 及び広報車などで伝達する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

- ・ 本市計画に定められた避難対象区域及び避難行動（発令区域外への避難を含める）について、チラシを作成して津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

- ・ 企業の事業継続計画 BCP 等の対応マニュアルに反映するため、浜松商工会議所等と連携して市内の企業に対し本市計画（定められた避難対象地区及び避難行動など）について説明する機会を設ける。

[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度～]

5.3 避難者の受入れ体制

(1) 職員等がいる場合（平日・日中の小中学校等の市施設）

① 本市の状況

- ・ 小中学校等での避難者の受け入れは職員等により概ね円滑に行われた（児童・生徒は不在であった）。
- ・ 階段の昇降に時間がかかる高齢者などの要配慮者の避難者への対応に教職員が苦慮した。
- ・ 緊急避難場所から避難者数の報告が区本部にあったところと、そうでないところがあり避難者数の把握が十分にできなかった。

② 課題

- ・ 児童・生徒が在校中の場合、教職員は児童・生徒を最優先で対応するため、避難者対応は二の次になること、また職員も誘導などを行う必要があることから、要配慮者の支援など避難者どうしで助けあって避難する必要がある（共助）。

- ・避難者がいる場合は、緊急避難場所から各区等に避難者の数を報告する体制が必要である。

③ 今後の対応

- ・要配慮者が参加する津波避難訓練を促進する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所・健康福祉部（福祉部局）・国際課・各学校／
実施年度：令和7年度～]

- ・市民に、避難誘導や要支援者の支援などを避難者どうしの共助で対応することについて、チラシを作成して津波避難訓練などに配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

- ・（再掲）市は、発令区域外の緊急避難場所を選定するとともに、その避難場所には、発令区域外から地区防災班員を配備することを本市計画に追記する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度]【着手済み】

- ・事前に緊急避難場所となる各施設の施設管理者と区・行政センターは避難者への対応（誘導の方法、備蓄の放出、各区等への避難者情報の伝達など）について協議し、より円滑な避難者の受け入れに努める。

[対応課：危機管理課、区振興課・行政C・支所・健康安全課等施設所管課
／実施年度：令和7～8年度]

- ・（再掲）本市計画修正に伴い、庁内各課等はそれぞれの業務継続計画 BCP 等の対応マニュアルの見直しを行う。

[対応課：各課等／実施年度：令和7年度]

（2）職員等がない場合（津波避難タワー・マウンド、民間施設、夜間、休日）

① 本市の状況

- ・ケイカル板が設置されている施設では、避難者がこれを割って避難していた。
- ・津波避難タワーでは入口の開け方が分からず避難者が待機していた施設があった。
- ・職員のいない施設では、避難者数が把握できなかった。

② 課題

- ・キーボックス内の鍵の位置、ケイカル板の破壊方法、いざという場合にはガラスの破壊も OK ということなどの施設ごとの入り方について、再度、市民等に事前に理解してもらう必要がある。
- ・（再掲）要支援者の支援など避難者どうしで助けあって避難する必要がある（共助）。
- ・（再掲）避難者がいる場合は、緊急避難場所から各区等に避難者の数を報告する体制が必要である。

③ 今後の対応

- ・施設ごとの入り方について、避難者が躊躇（ちゅうちょ）なく破壊して避難できることや津波避難タワーの入口の開け方などについて、入口付近に掲示するとともに、チラシを作成して津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所・健康安全課等施設所管課
／実施年度：令和7～8年度]

- ・（再掲）要配慮者が参加する津波避難訓練を促進する。
[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度～]
- ・（再掲）市民に、避難行動に加え、避難誘導や要支援者の支援などを避難者どうしの共助で対応することについて、チラシを作成して津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。
[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]
- ・ 緊急避難場所に避難した場合、避難者数や体調が悪い方の有無などを避難者が区振興課等へ報告できるように避難スペースに連絡先を掲示する（協力できる民間施設を含む）。
[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所・健康安全課等施設所管課
／実施年度：令和7～8年度]
- ・（再掲）企業の事業継続計画 BCP 等の対応マニュアルに反映するため、浜松商工会議所等と連携して市内の企業に対し本市計画（定められた避難対象地区及び避難行動など）について説明する機会を設ける。
[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度～]

5.4 緊急避難場所での長時間滞在

(1) 天候対策

① 本市の状況

- ・ 学校等の施設の上層階の空調設備のある場所に避難することができた。
- ・ 津波避難タワーでは、猛暑であったことや暑さ対策品等がなかったことから、環境に耐えかねて避難を中断した人がいた。
- ・ 避難が夜間となった場合は照明が必要となったが、津波避難タワー・マウンドには照明設置済み、市施設の緊急避難場所にはランタン等を配備済みである。

② 課題

- ・ 屋外の緊急避難場所への避難であっても、避難者が熱中症や低体温症など気象条件による体調不良を起こさないような対策に努める必要がある。

③ 今後の対応

- ・ 津波避難タワー・マウンドなどの屋外施設のみのところは、熱中症・低体温対策を検討し、対応する。
[対応課：危機管理課／実施年度：令和7～9年度]【着手済み】
- ・ 市民に対し、日頃から非常用持ち出し品として、1日程度を目安に避難できるように飲料水、食料、携帯トイレ、携帯ライト、ハンディ扇風機や冷却シートなどの熱中症対策品、アルミブランケットやカイロなどの低体温症対策品などをリュックサック等（両手が空くもの）に詰め、玄関等の避難ルートに配備することについて、チラシを作成して津波避難訓練で配布するとともに、

ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

(2) 津波避難タワーなどの屋外でのトイレ対策

① 本市の状況

- ・ 学校等の施設に避難した避難者は、既存のトイレが使用できた。
- ・ 津波避難タワーの避難者は、近隣の施設でトイレを借りた。

② 課題

- ・ 長時間の避難に備え、既存トイレのない施設では、携帯トイレを用意する必要がある。

③ 今後の対応

- ・ 津波避難タワー・マウンドや市施設の緊急避難場所へ携帯トイレ等を配備する。

[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度]【着手済み】

- ・ (再掲) 市民に対し、日頃から非常用持ち出し品として、1日程度を目安に避難できるように飲料水、食料、携帯トイレ、携帯ライト、ハンディ扇風機や冷却シートなどの熱中症対策品、アルミブランケットやカイロなどの低体温症対策品などをリュックサック等(両手が空くもの)に詰め、玄関等の避難ルートに配備することについて、チラシを作成して津波避難訓練で配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

(3) 飲料水・非常食等の備蓄品の配付

① 本市の状況

- ・ 飲料水は避難者に配付することとしていたが、避難場所によっては当初は配付されていなかった。
- ・ 非常食等は、避難者が持参することとしていたが、昼食時間帯であったことから、緊急避難場所によっては、柔軟に避難所用の非常食が配付された。
- ・ 発令区域内で、職員がいない施設の避難者には、飲料水の支援ができなかった。
- ・ 飲料水、非常食等を持参しなかった避難者がいた。

② 課題

- ・ 飲料水や非常食の配付が、施設によって対応が異なったことから、配付基準を明確にして緊急避難場所となる施設に再周知を行う必要がある。
- ・ 長時間の避難になることから、市民等は、あらかじめ飲料水や非常食等を確保し、体調不良を起こさないような対策に努める必要がある。

③ 今後の対応

- ・ 飲料水や非常食の配付の考え方について本市計画に追記するとともに、施設管理者や職員に周知する。

[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度]【着手済み】

- ・（再掲）市民に対し、日頃から非常用持ち出し品として、1日程度を目安に避難できるように飲料水、食料、携帯トイレ、携帯ライト、ハンディ扇風機や冷却シートなどの熱中症対策品、アルミブランケットやカイロなどの低体温症対策品などをリュックサック等（両手が空くもの）に詰め、玄関等の避難ルートに配備することについて、チラシを作成して津波避難訓練で配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

（４）施設の使用マナー

① 本市の状況

- ・ 緊急避難場所となった施設で、避難者の退去後に避難者が出したと思われるゴミが残されていた。

② 課題

- ・ 避難者に、避難の間に出たゴミは自分で持ち帰る等のマナーを意識させる必要がある。

③ 今後の対応

- ・ 避難行動時のマナーを市民に理解させるためのチラシを作成して津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。

[対応課：危機管理課・区振興課・行政C・支所／実施年度：令和7年度～]

5. 5 配備体制と基準（津波警報時）

① 本市の状況

- ・ 浜松市地域防災計画に基づき、津波警報が発表された場合の災害対策連絡室の体制で対応した。

② 課題

- ・ 今回は幸いにも浸水被害は発生しなかったが、被害発生時に全庁的な対応を迅速にするため、津波警報時に災害対策本部体制にするなど、配備体制について検討する必要がある。

③ 今後の対応

- ・ 津波警報時の配備体制を検討する。

[対応課：危機管理課／実施年度：令和7年度]【着手済み】